

法人文書開示決定通知書

添田 孝史 様

国立大学法人東京大学
総長 五神 真



平成30年7月12日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

<p>開示する法人文書の名称</p>	<p>大学院工学系研究科・工学部保有の ・寄附金一覧（岡本孝司教）（平成25年～平成29年度）（1枚1頁）</p>
<p>不開示とした部分とその理由</p>	<p>なし</p>

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立大学法人東京大学に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立大学法人東京大学を被告として(訴訟において国立大学法人東京大学を代表する者は総長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

○ 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<実施の方法> 複写機により複写したものの交付又は閲覧

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場 合の基本額	実際にお支払い いただく開示実施 手数料(※)
<p>A4判等文書 1枚1頁</p>	<p>複写機により複写 したものの交付</p>	<p>1頁につき10円</p>	<p>(1頁×10円) 10円</p>	<p>0円</p>
	<p>閲覧</p>	<p>100枚までにつき 100円</p>	<p>100円</p>	<p>0円</p>

(裏面につづく)

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合計額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

なお、スキャナにより読み取ってできた電子的記録を電子媒体に複写したものの交付を選択することもできます。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場 合の基本額	実際にお支払い いただく開示実施 手数料(※)
スキャナにより読み取 ってできた電子的記録 (1頁分)	CD-Rに複写 したものの交付	CD-R1枚につき 100円に該当文書 1頁ごとに10円を 加えた額	(100円+1頁×10円) 110円	0円

(2) 本学における開示を実施することができる日時、場所

本学における開示の実施を希望する場合には、下記に記載した日時のうち、希望する日時を選択してください。

日時 平成30年8月17日(金)～8月31日(金)の9:30～16:30(昼休み12:00～13:00除く)
土日祝日除く

場所 東京大学第2本部棟1階 情報公開室

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付する郵便切手の額(見込み額)

日数:「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵便切手の額(見込み額):

- ・複写機により複写したものの交付の場合…… 82円
- ・CD-Rにより複写したものの交付の場合… 140円

* 担当窓口

東京大学情報公開室 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1
TEL (03) 5841-2047

法人文書開示決定通知書

添田 孝史 様

国立大学法人東京大学
総長 五神 真



平成30年7月12日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

<p>開示する法人文書の名称</p>	<p>大学院工学系研究科・工学部保有の ・受託契約一覧（岡本孝司教授）（平成26年～平成29年度）（1枚1頁）</p>
<p>不開示とした部分とその理由</p>	<p>・平成25年度は不存在。</p>

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立大学法人東京大学に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立大学法人東京大学を被告として（訴訟において国立大学法人東京大学を代表する者は総長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）

○ 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<実施の方法> 複写機により複写したものの交付又は閲覧

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場合 の基本額	実際にお支払い いただく開示実施 手数料 (※)
A4判等文書 1枚1頁	複写機により複写 したものの交付	1頁につき10円	(1頁×10円) 10円	0円
	開 覧	100枚までにつき 100円	100円	0円

(裏面につづく)

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合計額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

なお、スキャナにより読み取ってできた電子的記録を電子媒体に複写したものの交付を選択することもできます。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場 合の基本額	実際にお支払い いただく開示実施 手数料(※)
スキャナにより読み取 ってできた電子的記録 (1頁分)	CD-Rに複写 したものの交付	CD-R1枚につき 100円に該当文書 1頁ごとに10円を 加えた額	(100円+1頁×10円) 110円	0円

(2) 本学における開示を実施することができる日時、場所

本学における開示の実施を希望する場合には、下記に記載した日時のうち、希望する日時を選択してください。

日時 平成30年8月17日(金)～8月31日(金)の9:30～16:30(昼休み12:00～13:00除く)
土日祝日除く

場所 東京大学第2本部棟1階 情報公開室

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付する郵便切手の額(見込み額)

日数:「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵便切手の額(見込み額):

- ・複写機により複写したものの交付の場合…… 82円
- ・CD-Rにより複写したものの交付の場合… 140円

* 担当窓口

東京大学情報公開室 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1
TEL (03) 5841-2047

法人文書開示決定通知書

添田 孝史 様

国立大学法人東京大学
総長 五神 真



平成30年7月12日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

<p>開示する法人文書の名称</p>	<p>大学院工学系研究科・工学部保有の ・共同研究一覧（岡本孝司教授）（平成25年～平成28年度）（1枚1頁）</p>
<p>不開示とした部分とその理由</p>	<p>・平成29年度は不存在。</p>

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立大学法人東京大学に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立大学法人東京大学を被告として(訴訟において国立大学法人東京大学を代表する者は総長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

○ 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<実施の方法> 複写機により複写したものの交付又は閲覧

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場 合の基本額	実際にお支払い いただく開示実施 手数料(※)
A4判等文書 1枚1頁	複写機により複写 したものの交付	1頁につき10円	(1頁×10円) 10円	0円
	開 覧	100枚までにつき 100円	100円	0円

(裏面につづく)

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合計額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

なお、スキャナにより読み取ってできた電子的記録を電子媒体に複写したものの交付を選択することもできます。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場 合の基本額	実際にお支払い いただく開示実施 手数料(※)
スキャナにより読み取 ってできた電子的記録 (1頁分)	CD-Rに複写 したものの交付	CD-R1枚につき 100円に該当文書 1頁ごとに10円を 加えた額	(100円+1頁×10円) 110円	0円

(2) 本学における開示を実施することができる日時、場所

本学における開示の実施を希望する場合には、下記に記載した日時のうち、希望する日時を選択してください。

日時 平成30年8月17日(金)～8月31日(金)の9:30～16:30(昼休み12:00～13:00除く)
土日祝日除く

場所 東京大学第2本部棟1階 情報公開室

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付する郵便切手の額(見込み額)

日数:「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵便切手の額(見込み額):

- ・複写機により複写したものの交付の場合…… 82円
- ・CD-Rにより複写したものの交付の場合… 140円

* 担当窓口

東京大学情報公開室 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1
TEL (03) 5841-2047

(受付番号 2018-44)

平成 30 年 8 月 10 日

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

添田 孝史 殿

国立大学法人東京大学

総長 五神



平成 30 年 7 月 12 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

開示請求のあった法人文書の名称等	大学院工学研究科の岡本孝司教授にかかわる以下の文書 学術指導、技術指導、技術アドバイザー等の契約一覧（平成 25 年～平成 29 年度）
法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由	当該開示請求に係る法人文書に、第三者に関する情報が含まれていることから第三者照会を行う必要があり、審議に時間を要し、本請求の審査等に要する体制と日数の確保が困難であるため。
開示決定等する期限	平成 30 年 9 月 10 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等をする予定である。 平成 30 年 10 月 19 日（金）

※ 担当窓口

東京大学情報公開室 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

TEL (03) 5841-2047

平成30年8月10日

添田 孝史様

東京大学情報公開室

開示請求手数料について（ご連絡）

今回の開示請求について、開示対象の法人文書件数を4件と特定いたしました。つきましては、追加の開示請求手数料は900円となりますのでお知らせいたします。

お手数ですが、よろしく願いいたします。

記

- ・追加の開示請求手数料：900円（3件分）
※法人文書件数：4件（うち1件分は領収済）
- ・「振込の証の写し」を「開示の実施方法等申出書」と合わせて送付をお願いいたします。

以上

東京大学総務部総務課
情報公開・個人情報チーム
03(5841)2047

平成30年8月17日

添田 孝史 様

法人文書の開示の実施について

下記の法人文書の開示をする旨の決定について（通知）に基づき開示の実施方法等の申出がありました件について、交付いたします。

記

法人文書開示決定通知書の文書番号

第2018-41号

第2018-42号

第2018-43号

以 上

窓口：東京大学情報公開室

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学第2本部棟（1階）

電話 03-5841-2047

（午前9時30分から午後4時30分まで）

平成30年9月28日

添田 孝史 様

法人文書の開示の実施について

下記の法人文書の開示をする旨の決定について（通知）に基づき開示の実施方法等の申出がありました件について、交付いたします。

記

法人文書開示決定通知書の文書番号

第2018-44号

以 上

窓口：東京大学情報公開室

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号

東京大学第2本部棟（1階）

電話 03-5841-2047

（午前9時30分から午後4時30分まで）